

診断書ってどんなもの？

公害等調整委員会委員

かみや かずこ
上家 和子

（医師（脳神経外科専門医）
元 日本医師会総合政策研究機構主席研究員）

健康被害を申し立てる事件ではしばしば診断書が証拠として提出されます。記載内容も様式も千差万別、そして、診断書の記述についての申立人の受け止め方も証拠としての位置づけもさまざまです。

そもそも診断書、何がどのように記載されるものなのでしょうか。

医師法二十条には「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを(中略)交付してはならない。(以下略)」とありますから、診断書が発行されているということは医師が診察治療を行い、その結果が記載されているということです。このうち、死亡診断書、出生証明書は医師法施行規則に様式が定められています。その他、公の制度による障害認定や労働災害、交通災害などの認定請求、補償請求などもそれぞれの法律に基づく書式が定められています。けれども、そうした制度に則った書式が示されていない場合には、何をどう記載するかは医師にまったく委ねられています。

もう1つややこしいのは、診断書発行は診療行為ではないので健康保険外のため、文書発行代は自由に設定されるという点です。たとえば、わずか2行の診断書で5千円、というようなものもあり、診断書代が高い、として診断書の発行請求を躊躇する例もあるようです。そのためかどうかわかりませんが、公害等調整委員会への健康被害申し立てにおいても診断書は提出せず、診療報酬明細書の写しや薬局の調剤明細書、領収証のみを提出する事例も珍しくありません。(ちなみに、診療報酬明細書や調剤明細書には診断名は記載されません。)

また、診断書を診療時に対面で発行する場合には、患者側が記載内容に注文を付けること(たとえば、「隣家の室外機に拠るストレス」といった、診療では確認していない内容について記載を要望することなど)もあるようです。

他方、勤務医の多くは、「診断書の作成業務は診療外の面倒な雑用の一つ」と受け止めていて、自分が発行する診断書の代金がいくら請求されているかを気に留めるこ

ともないようです。このため、医師の働き方改革検討における具体例のなかでも、電子カルテ上に診断書のデフォルトが搭載されたり、医師事務作業補助者(医療クラーク)が下書きしたりすることが歓迎すべき対応として挙げられています。

交付する側は、自分が作成した診断書がどのように受け止められ何に使われるのか関知していないかもしれない、交付された側は、自分の病状、病態をその診断書から読み取ろうとする、という図式です。医師側のコミュニケーション力、説明力の不足はしばしば指摘されています。患者側にも交付された診断書について解釈に疑問があれば医師、医療機関側に問い質すだけの患者力が求められます。とはいえ、現実としては患者医師間のキャッチボールはまだまだ難しいようです。こうして交付された診断書が、公害紛争の被害の証拠の一つとなっているのです。

紛争処理機関にとっては、多くの資料の中の一つである診断書ですが、背景も含めて丁寧に読み取り、的確迅速な課題解決のために活用していきたいものです。

子どもの頃から地図を眺めることが好きだった上家委員は、登山が趣味とのこと。登山の楽しみは、自分が自然の中に溶け込んで、自然の畏敬、大げさにいうと野生の叫びを感じるのだそうです。趣味を持つこと、とくに自然に親しむことは大いにリフレッシュできる機会であり、山へ登ることは無理のない運動負荷で体力維持にもなっているとのことでした。

また、アマチュア落語をしていた同級生に招待された落語会で、自分でもやってみたくなりはじめた落語も楽しみの一つだそうです。落語の面白さは、脚本、演出、主演、助演の全てを一人でやること。とくに登場人物の気持ちになって演じることは面白く、立場が変われば視点も変わりいろいろな発見があるとのことでした。



写真は浅間山へ山スキーに行ったときのものです。最近は厳冬期登山や岩登りはしませんが、幕営縦走や山スキー、沢登りはコースを選べばまだまだ続けられると思っています。

(上家)

次回は、若生俊彦委員(元富士通(株)シニアアドバイザー、元総務省総務審議官)によるエッセイを予定しております。